



大分県  
外国人雇用スタートブック



## 外国人雇用で 会社が変わる、 未来が変わる。



コロナ禍をきっかけに、働き方を見直す人や企業が増えています。テレワークの導入、時差出勤、多様な人材の活用もその1つです。多様な価値観の人がチームを組むことで、1つのことに対して様々な視点で考えることができるため、多様性のある組織は、創造性が高く、情勢の変化に強いといわれています。また、そのような組織は、社員の意欲向上につながり、人材の確保や定着への効果も期待できます。

県内企業の例を参考に、これからの外国人雇用について考えてみませんか。

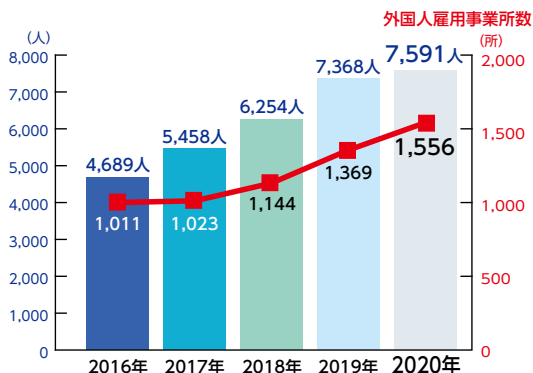


# 今だからこそ、外国人

## 外国人労働者は 増加傾向

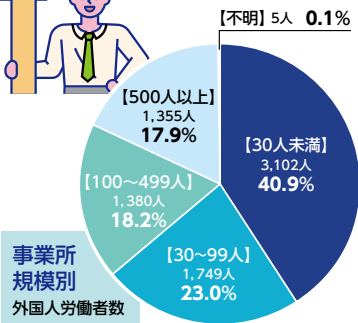
新型コロナウイルスの影響により、外国人労働者の増加が抑制されている状況にはありますが、2020年10月末現在、大分県の外国人労働者は7,591人、外国人を雇用している事業所は1,556か所となり、いずれも過去最高を更新しています。

外国人労働者数の推移(大分県)

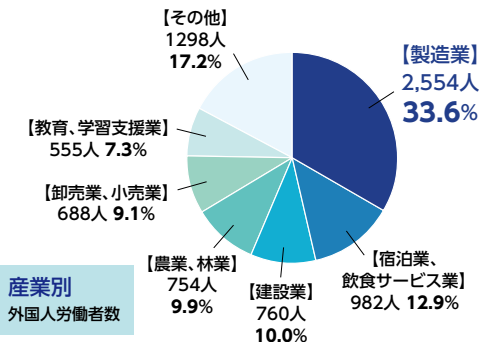


出典：大分労働局「大分労働局における「外国人雇用状況」の届出状況」

## 中小企業による 外国人雇用



大分県の外国人労働者を事業所規模別にみると、従業員100人未満の事業所が全体の6割を超えており、中小企業で働く外国人が多いことがわかります。産業別にみると「製造業」が全体の3割以上を占め、次いで「宿泊業、飲食サービス業」、「建設業」、「農業、林業」の順に多くなっています。

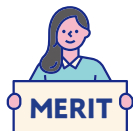


出典：大分労働局「大分労働局における『外国人雇用状況』の届出状況」

# 雇用を考えてみませんか！



## 外国人を 雇用する メリット



### ■ 優秀な人材の確保

日本で働くことを目指す外国人は、日本語の学習はもちろん、学ぶことへの意欲が高く、行動力もあります。優秀な人材は国籍を問わず、貴重な戦力になります。

### ■ 社内の活性化

母国を離れて働く外国人には、将来の夢を持った向上心の高い人材も多く、周りの日本人社員にとっても大きな刺激となり、社内の活性化につながります。

### ■ 組織の成長につながる

日本人とは異なる価値観や習慣を持った外国人を受け入れることにより、これまでとは違う新鮮な発想を社内に取り入れることができ、企業の成長につながります。

### ■ 海外進出

海外進出を考えている企業にとっては、現地の事情を理解している外国人がいれば、情報収集やマーケティングを行う際の大きな助けとなります。

会社名：株式会社ワンチャー

業種：小売業、輸出入業

〒879-0617 大分県豊後高田市高田 2848-11

TEL：0978-24-0588

採用経緯／きっかけは留学生アルバイトの受け入れ。先輩からの紹介でつながっています。

## 慣習にとらわれず、自由な発想と 熱量の高さが我が社のパワーに!



立命館アジア太平洋大学の留学生に、アルバイトのお願いをしたのがはじまりでした。社名の『ワンチャー』は、伝統工芸と融合させた万年筆や時計を中心に「自分たちでモノを創り出し、世界中の人に届けたい」という思いで展開しているオリジナルブランドの名前。世界に通用するモノを世界中に発信するためには、日本の慣習にとらわれない自由な発想が必要であり、それを可能にしてくれたのが外国人スタッフの存在。現在、日本人の正社員2名に対し、外国人正社員は国籍も様々な11名が在籍しています。アルバイトやインターンシップを経験して当社の実情を理解した大学生が、後輩や友人のなかから次の人材を紹介してくれるという好循環によって、熱量の高いビジネス展開ができています。

退社して帰国しても、当社の名前を掲げて仕事を続けたいと自ら支店を立ち上げて活躍しているOBも。情報を拡散してくれるだけでなく、母国での商品開発や人材確保にも積極的に取り組んでくれることで海外への足がかりができ、ビジネスチャンスも拡大しています。

地方での人材確保は難しいと思われがちですが、能力の高い若者は、興味とやりがいさえあれば、そこが田舎でも魅力を感じて働いてくれます。大分は優秀な留学生が多く、彼らはコミュニケーション能力も高いので、「外国人だから」という特別な意識はまったくありません。時にはアイデアが奇抜すぎて驚かされることもありますが、それが独自路線で成長できる当社の強みになっていると確信しています。

## 多くの人に評価される製品を、世界中に発信する。

立命館アジア太平洋大学に在籍中、友達に紹介されてインターンシップに参加したのち、正社員として採用されたウエンさん。現在は日本の伝統工芸を取り入れた時計のデザインを担当しています。経験が皆無だったインターンシップ時の最初の仕事は、オリジナルブランドを制作し世界に発信するためのクラウドファンディングのアニメーション制作。3500万円もの資金調達に成功した自信が彼女の原動力になっています。「自社ブランドをさらに国際市場に発信していきたいし、自分が作ったモノがもっと多くの人に評価されるようになりたい」と情熱を傾けます。

- レトラン チェウ ウエンさん  
| ベトナム出身  
| 入社3年目



## ●日本人にはない、発想と熱意の宝庫!

海外への情報発信から商品開発、営業マネジメントまで、すべての業務の成功のカギは外国人社員の存在!



ポイントまとめ

会社名：株式会社デンケン

業種：製造業(電子部品・半導体製造装置等)

本社：〒879-5501 大分県由布市挾間町鬼崎 688-2

TEL：097-583-5535

採用経緯／通常の新卒採用。日本人学生とともに面接・筆記試験を受けていただきました。

優秀と一緒に働く熱意があれば  
国籍にこだわりません!

株式会社デンケン

管理本部 人材開発部 部長

なご あずみ  
枝木 東海 さん

当社では新卒採用において国籍は問いません。仕事は人対人の関係性によって成り立つものです。外国人だから、国民性がどうだから、というような考えをもつことのほうが問題だという認識ですから、応募があれば日本人学生とともに面接・筆記試験を受けていただき、当社にとって必要な人材だと判断できれば迷わず採用します。

入社後の担当業務は多岐にわたり、海外営業やマーケティング、企画立案、Webデザイン、ソフトウェアの技術開発など。外国人だからと特別な業務を用意する考えはなく、一緒に働く仲間として迎え入れています。あえて、特別な理由を付けるならば、海外への展開を考えると、ある程度の日本語力とコミュニケーション能力のある外国人採用はプラスになる、ということでしょう。自社のこだわりや特徴をしっかりと理解した社員が、海外交易の最前線に立つことで、より攻めた交渉が可能になります。また、帰国時に「当社の制服を着て仕事をしたい」と申し出た社員がいたことにより、韓国に支店を設立。検査機器の営業を現地で開始し、海外進出の足がかりになった事例もあります。

外国人を雇用する際に特別なことは一切していませんが、在留資格については配慮しなければなりません。要件を正しく理解しておかなければ、抵触した時に大切な社員の一人を失うことになるからです。雇用した者の責任であり、本人の人生を守るという姿勢が会社に求められると考えています。

## 主体的に取り組んだ仕事で、会社に貢献したい!

韓国出身のキムさんは、32歳の時に日本文理大学に留学し、卒業後に一般採用で入社。年齢的な不安もあったそうですが、学生時代に人間関係が築けたことと大分の生活環境に馴染んでいたこと、そして「自然に配慮する」という『デンケン』の価値観に共感し、新卒採用に応募したそう。入社して2年、今も初心を忘れずに仕事に向き合っているキムさんの目標は、自分なりの実績を上げて会社に貢献すること。「今はまだ学びながら仕事をしている段階。いつか自分が主体的に取り組んだ仕事で役に立ちたいと思っています」。

●金 旻秀(キム ミンス)さん  
| 韓国出身  
| 入社2年目

ポイントまとめ

## ●「外国人だから」の意識はゼロです!

国籍に関わらず仕事への熱意がある  
優秀な仲間として受け入れる。

会社名：大関食品株式会社

業種：調理冷凍食品製造販売

〒879-0308 大分県宇佐市大字下高家 2011-1

TEL：0978-33-2546

採用経緯／「技能実習2号」を終えた外国人の在留資格を、「特定技能1号」へ移行。

## 民間外交の意識をもって、 双方が望む関係性を築くことが大切。



大関食品株式会社  
代表取締役会長  
森 哲郎 さん

当社は昭和58年に創業し、エビを中心とした独自の冷凍加工品製造を行っています。2000年から総勢189名の外国人技能実習生を受け入れており、食材の下処理や調理、箱詰めなどの業務を担当してもらっています。食品加工業としての義務である食品衛生管理手法HACCP（ハサップ）を取得し、日本人スタッフと同様に清潔を保つことの重要性を徹底して指導しています。仕事を早く覚えることや寮生活に慣れることを目的に、学年ごとに準備したノートに日々の生活や相談事などを日本語で記入して提出してもらっています。

外国人が戦力となってくれていますし、外国人と一緒に働くことで日本人スタッフにも良い影響があると感じることがありますから、今後も外国人雇用を継続する予定です。また、技能実習から特定技能へ在留資格を移行し、長期間の雇用も積極的に推進。実習生の製造技術や日本語の語学力アップをサポートすることが、さらなる企業の発展に結びつくと期待しています。

監理団体を通じて現地面接を行います。通常、募集に対して3倍の応募があります。実習生の受入れにあたって心がけているのは「自分の家族同様に迎え入れる」ということ。一般企業が外国人を雇用するというのは、まさに民間外交です。日本に来てよかった、と思ってもらわなければ、日本の企業としての責任を果たしたとは言えません。現地面接の際にはご家族にも説明会を開くなどして、安心してもらえるよう配慮しています。

入社後は、コミュニケーションをとる目的と仕事の疲れを癒すために、保有する自社バスで定期的な観光に出かけたり、休日には買い物に連れていくなど、受入れ側に求められるサポート体制だと捉えて実践しています。



### ポイントまとめ

#### ● 大切な家族を預かっているという意識

“労働力”ではなく、家族として迎え入れることで、お互いの信頼関係が生まれる！





## 日本人の働く姿を見て、たくさん学びたい!

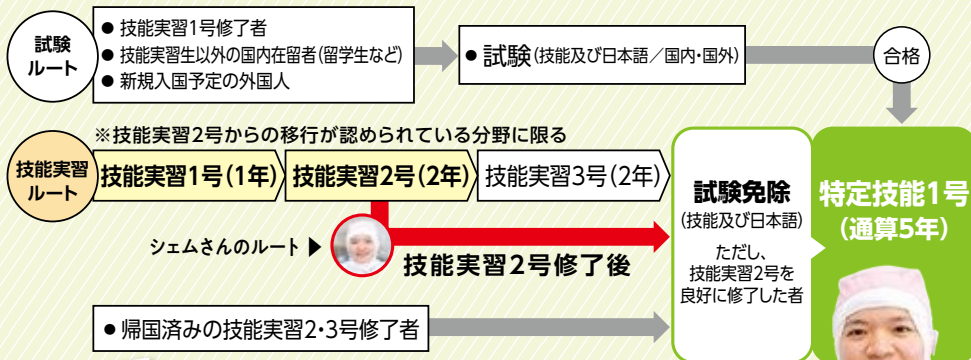


●グエン ティ シェムさん  
| ベトナム出身  
| 入社5年目

18歳の時に技能実習生として日本に来たシェムさん。2年前に、在留資格を「特定技能1号」へ移行し、現在は40名ものベトナム人技能実習生のリーダーを任されています。実習生が担当する業務の指導はもちろん、寮での生活指導や個々の悩み相談など、リーダーとして奮闘する毎日。特に、来日したばかりの実習生は日本とベトナムで異なる文化や生活の習慣などわからないことばかりなので、その一つひとつを理解し、行動に移せるようになるまで、試行錯誤しながら教えているそう。

シェムさんが日本に来た理由は、「日本人が一生懸命働いているのを見て、学ぶことがたくさんありそう」と思ったから。現在はリーダーとしての責任感も芽生え、自分なりに仕事のスキルが上がってきたこともやりがいになっているようです。将来の夢は「ベトナムで日本語の先生になりたい」と語るシェムさん。その夢に向かい、来日5年目の今なお日本語教室に通って語学力を磨いています。

## 特定技能外国人の受入れルート



採用経緯／外国人雇用セミナーへの参加がきっかけ。監理団体を通じて、ベトナムで採用面接。



## 真面目な働きぶりで習得も早く、 我が社の頼もしい戦力です。

3年ほど前に、外国人雇用に関するセミナーに参加し、そこで知り合った監理団体を通じてベトナムで募集をかけ、現地面接を行いました。現在ベトナム国籍の男性6名の技能実習生を雇用していますが、素直で真面目な働きぶりには感心しています。実習生の担当業務は主に制御盤等の電気装置と半導体関連製品の製造業務です。図面を見ながら結線するなど細かくて複雑な作業や専門用語・記号などが多く、未経験の彼らにとっては難解だったと思いますが、日本人スタッフの作業を目で見て何度も反復するという指導を行ったところ、勤勉な性格で覚えるスピードが早く、今では当社の頼もしい戦力になってくれています。

株式会社ブライテック  
総務・経理部 部長  
深田 恭司 さん

受入れ当初は、日本語の曖昧な表現や方言が伝わらないなどコミュニケーションに苦労する場面が多々ありましたが、先輩実習生が後輩の指導や通訳などを頑張ってくれるようになり、とても助かっています。外国人が安心して日本での日常を送るためには、生活面での指導も重要です。法律やルールの違いによって実習生の出身国ではOKでも日本では違反になることがあることを知り、外国人と共に働く環境づくりを通じて、普段の生活や業務を見直すきっかけになり、企業成長にもつながると感じています。

## 大分で成長し、将来の夢を実現させたい！

母国の友達が日本で働いていたことから、日本語を学び日本で働くことを決意したクアンさんは来日3年目の技能実習生。仕事を始めた当初は、図面を見ながら基盤の配線をつなげたりする作業がとても難しかったのですが、「今は配線をきれいに束ねられるようになり、満足しています」とのこと。得意ではなかった日本語は毎日日記を書いて上司に提出したり、日本のアニメを真似て伝えたいことを表現することで徐々に習得。家族のために母国に家を建てたいという夢の実現に向け、日々頑張っています。

●グエン ヴァンクアンさん  
| ベトナム出身  
| 入社3年目



ポイントまとめ

### ● 必要な戦力として長期雇用も視野に！

技能実習修了後は、「特定技能」を活用して長く働いてほしい。本人も希望している。





採用経緯／インターネットで探した監理団体に電話で問合せ。監理団体を通じて現地で採用面接。



## 目的をもって日本に来る実習生は、 覚えが早く、仕事熱心です。

学生服（詰襟）の委託加工に特化した「国東アパレル工場」では、2012年より技能実習生の受入れを開始しました。最初の実習生はベトナム人でしたが、現在は全員ミャンマー国籍の女性。総勢24名の実習生が縫製スタッフとして日々、技術を磨いています。

実習生の受入れで重要なのは、どこの監理団体を選ぶのか、ということ。この業種に強い、対応が早い、など監理団体によって特徴が異なるので、評判や公開されている情報を見て、何社か比較して決めました。また、面接のため現地に行くときは、できるだけ家庭訪問の時間をつくることを心がけています。直接ご家族と会えば安心してもらえますし、普段の生活風景に接するとその国や実習生一人ひとりの個性も見えてくるので、お互いへの理解や信頼度も深まります。実習生は目的をもって日本に来ているので、とにかく覚えるのが早く、一生懸命に働いてくれます。そんな姿に影響された日本人スタッフも、自分自身のスキルアップのため今まで以上に努力をするようになりました。賃金や住居などの諸経費を含めると結果的には日本人を雇用する場合以上の経費がかかる場合もあります。でも、実習生は即戦力になるスピードが早く、社内の活性化やスタッフの意識向上など想像以上のものをもたらしてくれる存在ですから、今後も積極的に実習生の受入れを行っていこうと考えています。

株式会社テクノ  
代表取締役社長  
上野 浩伸 さん

## 自分の夢をかなえるために、いっぱい働きたい!

日本に来て5年目になるエイさんは、『テクノ』が受け入れたミャンマーからの外国人技能実習生第1号。同じ出身の先輩がいなかった当初、日本語でのコミュニケーションや漢字の読み書きなどに苦労して、ホームシックにかかったこともあるそうです。それでも毎日がんばって働く原動力は、揺るぎない将来の夢があるから。「ミャンマーの女性は、おしゃれが好きで、美容にとっても敏感です。帰国したら、女性をきれいにしあげる仕事をするのが夢だから、一生懸命働いています!」と、笑顔で語ってくれました。

●エイ エイアウンさん  
| ミャンマー出身  
| 入社5年目



### ポイントまとめ

#### ● 実習生がもたらす効果は想像以上!

目的意識をもって働く姿が、社内の活性化にもつながる! スキルアップしたい、学びたいというスタッフが増えた。

# おさえておくべき 「在留資格」の基礎知識

日本に在留する外国人には、「出入国管理及び難民認定法」により日本での活動や在留できる身分、地位が定められており、この分類を「在留資格」といいます。  
外国人を雇用する際は、就労可能な在留資格であるか、仕事内容が在留資格で認められる範囲内の活動であるか、といった確認が必要です。

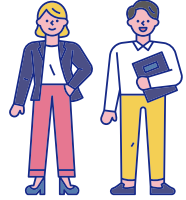
## 就労可能な主な在留資格

在留資格	技術・人文知識 ・国際業務	特定活動46号	特定技能1号
在留期間	▶更新可・上限なし	▶更新可・上限なし	▶更新可・通算5年
家族帯同の可否 (配偶者と子)	▶可	▶可	▶不可
主な要件	<p>▶外国の大学卒以上もしくは日本の専門学校卒以上または、当該実務経験*を有する者</p> <p>※技術・人文知識は実務経験10年以上、国際業務は実務経験3年以上</p>	<p>▶日本の4年制大学卒業または大学院を修了し、高い日本語能力*を有する者</p> <p>※試験結果などの証明必要(日本語能力試験N1又はBJTビジネス日本語能力テストで480点以上等)</p>	<p>▶特定技能試験および産業分野別に定められた水準の日本語試験*に合格した者または、技能実習2号修了者</p> <p>※試験結果などの証明必要(日本語能力試験N4以上等)</p>
従事できる業務について	<p>▶学校および仕事を通じて身につけた専門性と業務内容に関連性があることが必要。</p> <p>【技術】…システムエンジニア、プログラマー、設計など 【人文知識】…経理、マーケティング、企画、生産管理など 【国際業務】…通訳、語学教師、海外取引業務、商品開発、デザイナーなど</p>	<p>▶大学等で修得した知識や能力のほか、留学で得た高い日本語能力を活用することが要件。一般的なサービス業務や製造業務等の活動も一部可能。</p> <p>例： 工場のラインで、日本人従業員からの作業指示を、技能実習生や他の外国人従業員へ外国語で伝達・指導しつつ、自らもラインに入って業務を行う。 など</p>	<p>▶特定産業分野(14分野)：介護、ビルクリーニング、素形材産業、産業機械製造業、電気・電子情報関連産業、建設、造船・船用工業、自動車整備、航空、宿泊、農業、漁業、飲食品料製造業、外食業</p> <p>※従事できる産業分野および業務が定められています。</p>
詳しい制度の情報	<p>▶出入国在留管理庁「在留資格関係」 <a href="http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri01_00006.html">http://www.moj.go.jp/isa/publications/materials/nyuukokukanri01_00006.html</a></p>		<p>▶出入国在留管理庁「特定技能制度」 <a href="http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html">http://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html</a></p>

# 採用までの流れ

## 在留資格「技術・人文知識・国際業務」などで 留学生を採用する場合の主な流れ

基本的な流れは、日本人を採用する場合と変わりませんが、  
外国人の場合は、「在留資格」に留意する必要があります。



### 採用の計画を 立てる

外国人が担う職務内容を検討し、  
どのような在留資格で採用するか整理する。

### 求人募集

- ハローワーク、民間の職業紹介事業者や求人情報サイトを活用する
- 大学、専門学校などに求人票を出す
- 合同企業説明会に参加する
- 自社ウェブサイトにて求人情報を掲載する

### 選考・採用決定 (雇用契約締結)

書類審査や面接などによる選考のうえ、雇用契約を締結する。

※本人が所持する「在留カード」で、現在の在留資格を確認しておきます。

### 在留資格の 変更申請

必要書類をそろえて、地方出入国在留管理局に  
在留資格変更許可申請をする

### 就労開始

※外国人を雇用した場合、ハローワークへの届出が必要です。



## おおいた留学生ビジネスセンター (通称 SPARKLE)

大分県では、留学生の県内就職・起業の支援を行う拠点を設置しています。留学生の県内就職・起業についての相談や情報提供のほか、留学生向け合同企業説明会や企業向けの雇用セミナーなども開催しています。

住所：別府市京町 11-8 APU PLAZA OITA 2 階

TEL：0977-75-8067

火曜～土曜 10:00～20:00 (日曜、月曜、祝日はお休み)

ホームページ <https://oibc.jp/>





## 外国人技能実習制度について

### 外国人技能実習制度とは

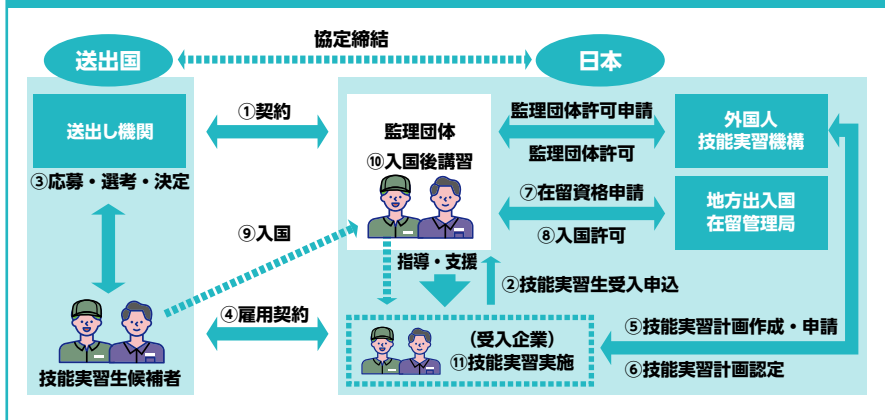
日本で培われた技能や技術、知識の発展途上地域等への移転を図り、当該発展途上地域等の経済発展を担う「人づくり」に寄与することを目的としています。

外国人技能実習生が、日本の企業や個人事業主等と雇用関係を結び、技能実習計画に基づいて最長5年間、技能等の修得・習熟・熟達を図ります。

**✓ 労働力の確保を目的とした制度ではありません。**

### 外国人技能実習生受入れの流れ (団体監理型による受入れの場合)

※非営利の監理団体(事業協同組合、商工会等)を通じて外国人技能実習生を受け入れます。



### 大分県技能実習生受入監理団体協議会

(事務局：大分県中小企業団体中央会)

大分県では、県内の監理団体で構成する協議会を設置し、技能実習の適正・円滑な実施に向けた、情報共有や相互連携を図っています。協議会のホームページでは、技能実習制度の概要、技能実習生の受入れ方法、県内の監理団体の情報などが入手できます。

ホームページ <https://otit-oita.com>



外国人技能実習機構

ホームページ <https://www.otit.go.jp>

技能実習機構は、技能実習計画の認定、監理団体の許可に関する調査、相談対応等を行っています。ホームページでは、技能実習制度の説明や、全国の監理団体一覧などを見ることができます。





## 留学生のアルバイトについて

「留学」の在留資格をもって在留する外国人の方がアルバイト等の就労活動を行う場合は、地方出入国在留管理局で資格外活動の許可を受ける必要があります。資格外活動の許可を得れば、原則として1週28時間まで就労することができます。(学校の長期休業期間中は、1日8時間、週40時間までの就労が可能です)



在留カードの裏面に記載されている、資格外活動の許可記載を確認したうえで雇用しましょう。👉

### ※現在アルバイトで採用している留学生を卒業後、正社員として採用する場合

正社員として雇用する場合は、在留資格を「留学」から就労可能な在留資格へ変更する必要があります。学位がない、あるいは専攻と入社後の業務の専門性に関連がない場合など、認められないケースがあります。

## 身分に基づく在留資格について

### 「永住者」「日本人の配偶者等」「永住者の配偶者等」「定住者」

これらの在留資格をもって在留する外国人の方は就労活動に制限がないため、様々な分野で報酬を受けて就労することができます。



### 大分県外国人総合相談センターの専門家相談



大分県外国人総合相談センターでは、

毎週土曜日／13:00～16:00 ・行政書士等による専門家相談を実施しています。👉  
・在留資格などの相談に無料で対応しています。

※相談無料

※予約制ではありませんが、専門家により専門分野が異なりますので、相談内容をあらかじめセンターにお知らせください。

※詳細は次のページ

## 相談窓口一覧



### 大分県外国人総合相談センター

県内在住外国人やその関係者からの相談に対応しています。窓口、電話、メールにて、センター職員が対応するほか、必要に応じて、行政書士などの専門家や国、市町村などの関係機関と連携して対応します。



大分市高砂町2番33号 iichiko 総合文化センター地下1階  
TEL 097-529-7119 メール oisc@emo.or.jp  
10時～17時  
(日、祝日、年末年始及び iichiko 総合文化センター休館日を除く)



行政書士・弁護士等による専門家相談  
毎週土曜日 13時～16時

詳しくはセンターのホームページをご確認ください  
ホームページ <https://www.oitaplaza.jp/>



### 外国人技能実習機構

福岡事務所 福岡県福岡市博多区古門戸町1-1日刊工業新聞社西部支社ビル5階及び7階

主な相談事項 技能実習に関する相談

- 技能実習制度の基本的な事項に関すること…TEL 03-3453-8000 平日 9時～17時
- 技能実習計画に関すること…TEL 092-710-4070(福岡事務所)  
平日 9時～16時

ホームページ <https://www.otit.go.jp/>



### 国際人材協力機構(JITCO)

本部 東京都港区芝浦2-11-5 五十嵐ビルディング

福岡駐在事務所 福岡市博多区博多駅前4-1-1 日本生命博多駅前第2ビル3階

主な相談事項 技能実習、特定技能に関する相談

- 制度等に関すること………TEL 03-4306-1160 平日 9時～17時
- 日本語指導に関すること…TEL 03-4306-1168 平日 9時～17時

ホームページ <https://www.jitco.or.jp/>



## 外国人在留総合インフォメーションセンター



**主な相談事項** 外国人の入国や在留手続きに関する相談  
TEL 0570-013904 平日 8時30分～17時15分

### 共通ホームページ

<http://www.moj.go.jp/isa/index.html>

## 福岡出入国在留管理局大分出張所

大分市荷揚町7-5 大分法務総合庁舎1階  
**主な相談事項** 外国人の入国や在留手続きに関する相談  
TEL 097-536-5006 平日 9時～12時、13時～16時



## 外国人の募集ができる公的機関

外国人の雇用管理、外国人雇用状況の届出に関する相談にも対応しています。

### ハローワーク大分

大分市都町4-1-20  
TEL 097-538-8609 平日8:30～17:15

### ハローワーク日田

日田市淡窓1-43-1  
TEL 0973-22-8609 平日8:30～17:15

### ハローワーク大分 OASISひろば21職業相談窓口

大分市高砂町2-50 OASISひろば21 B1F  
TEL 097-538-8622  
平日9:30～18:30 第1・3土曜 10:00～17:00  
(平日18:00以降と土曜は職業相談コーナーのみ)

### ハローワーク佐伯

佐伯市鶴谷町1-3-28 佐伯労働総合庁舎1・2F  
TEL 0972-24-8609 平日8:30～17:15

### ハローワーク別府

別府市青山町11-22  
TEL 0977-23-8609 平日8:30～17:15

### ハローワーク宇佐

宇佐市大字上田1055-1 宇佐合同庁舎1F  
TEL 0978-32-8609 平日8:30～17:15

### ハローワーク中津

中津市大字中殿550-21  
TEL 0979-24-8609 平日8:30～17:15

### ハローワーク豊後大野

豊後大野市三重町市場1225-9 三重合同庁舎3F  
TEL 0974-22-8609 平日8:30～17:15

### その他関連資料等

- 特定技能総合支援サイト(出入国在留管理庁)  
<https://www.ssw.go.jp/>
- 外国人雇用のルールに関するパンフレット(厚生労働省)  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/koyou/jigyounushi/page11.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/jigyounushi/page11.html)
- 外国人留学生の採用や入社後の活躍に向けたハンドブック(経済産業省)  
<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200228007/20200228007.html>





**おおいたで働こう!**

**Come work in OITA**



大分県内で活躍する外国人材を紹介するリーフレット  
「おおいたで働こう!」を大分県ホームページなどで公開中!

大分県商工観光労働部産業人材政策課  
TEL:097-506-3335 FAX:097-506-1756

令和2年度発行 令和6年度 課名変更

